

## 新型コロナウイルス（完全外出禁止令の発令）

令和2年3月24日  
在パナマ日本国大使館

### 【ポイント】

25日午前5時からパナマでは完全外出禁止となります。

### 【本文】

24日、コルティソ大統領は国民向けのテレビメッセージの中で、現在行われている夜間外出禁止に代え、25日午前5時から完全外出禁止に移行する旨を発表しました。

完全外出禁止措置が出されている状況では、必要最低限の食料品や医薬品の購入に限った外出を2時間のみ行うことができます。

当該外出可能時間の割り当ては、パナマ選挙裁判所発行の身分証番号（日本人を含む外国人の場合は旅券番号）の末尾の1桁の番号に基づきます。その割り当ては次の通りです。

末尾の番号が7：午前6時半～午前8時半  
末尾の番号が8：午前7時半～午前9時半  
末尾の番号が9：午前8時半～午前10時半  
末尾の番号が0：午前9時半～午前11時半  
末尾の番号が1：午後0時半～午後2時半  
末尾の番号が2：午後1時半～午後3時半  
末尾の番号が3：午後2時半～午後4時半  
末尾の番号が4：午後3時半～午後5時半  
末尾の番号が5：午後4時半～午後6時半  
末尾の番号が6：午後5時半～午後7時半

この外出禁止措置に違反した場合高額な罰金が科されるとのことですので、外出する際には、必ず旅券を所持し、行動可能な時間帯に留意してください。